平成19年 9月定例会 一般質問·答弁 全文



# 〇 質 問

中村芳信です。

(1) 構造改革と格差について、

まず、知事に伺います。

「地方のことも、国民経済全体の立場から考えなければならない。今後、結果の平等を貫こうとすれば日本経済全体の生産性が低下し、そのための財源が枯渇するであろう。特に少子高齢化が進む日本では、ますます希少になる労働力を生産性の高い地域で活用する必要性が高まる。そうした地域は大都会である。これからは、これまで以上に大都会に多くの公共事業を集中し、生産基盤を強化しなければならない。そうしなければ日本経済は活性化しない。日本経済が活性化しなければ、また地方経済も活性化しない。いずれにせよ、地域格差は現在よりも拡大するであろう。

しかし、地域格差の拡大は、結果の平等を追求する国土の均衡ある発展の政策を放棄し、国全体の生産性を高める政策を採用することの代償である。長期的に見れば、この政策への転換は、その代償を払っても国民全体をより豊かにすると考えられる。発展する大都市が存在するからこそ、衰退する市町村の住民も職や便益を得ることができるというものである。したがって、地域格差の拡大は阻止すべき政策課題と考えるべきではない。」

これは、政府の各種委員会委員や参与を務めた経済学者が、小泉構造改革の終えんに当たり、その総括のため書いた本を要約したものです。何とも明快な論理です。知事は、こうした考え方をどう思われますか。まず、所見をお聞かせください。

ちなみに、交付税についてこの人は、「行政サービスには人口が少ないほど 1人当たりの経費が高くなるものが少なくない。したがって、島根県や鳥取県 のように人口の少ない県では、標準的な行政サービスを確保しようとすると基 準財政需要額は大きくなり、1人当たり地方交付税の配分もそれだけ多くなる。 しかし、大都市やその周辺では地価が高いから、道路を初めとする土地を必要 とする公共事業費は高くなる。このように考えると、島根県や鳥取県の1人当 たり交付税が、大阪府や千葉県の6倍から7倍にも達するのは行き過ぎた財政 調整であると言えよう。

こうした過剰な地方交付税による財源調整が行われるのは、人口の少ない地域の基準財政需要額の算定を優遇し過ぎるからである。この優遇措置は、人口移動を妨げ、人口の地域配分を固定化する。そのため、かえって財源不足自治体が多くなり、必要な地方交付税額も大きくなってしまう。生産性の低い地域への人口配分の固定化は、経済成長を引き下げるため税収が伸びず、地方交付税などの地域間格差を是正するための財源そのものを枯渇させてしまう。さらに、人口の少ない地域への交付税配分の優遇措置は、地方自治体が人口をふやそうとする努力や、市町村合併により人口をふやして行政サービスの効率化を図ろうとするインセンティブも奪ってきた」と認識されています。これについてはどうですか、知事。

そして、政権末期、格差があって何が悪いと言い、小泉首相と竹中大臣は去っていきました。そこには、こうした考え方があったのだろうと思っています。

参議院選挙に大敗し、混乱のあげく新政権が発足した自民党ですが、一方で格差を政局の道具とするとして動員するのでもなく、ここで改めて専ら経済に走ってきたというか、確かに社会のあらゆる面で経済合理性を追求してきたこれまでの政治に方向転換を求め、極端に市場主義的な改革は見直して、政治本

来の役割である弱者の救済や、期待とは裏腹に決してトリクルダウンしない偏った景気拡大の裏でさまざまに広がる格差を是正し、均衡あるバランスのとれた日本社会を形成していく、そうした時代になればと思っています。知事はどうお考えでしょうか。

## (2) 自治体会計の改革について

さて、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を初め、 地方自治体の会計改革の動きが昨年から特に急です。次に、自治体の会計改革 について伺います。

総務省や多くの自治体では、これまで現行会計のストック情報の欠如を補完するため貸借対照表を作成し、また自治体全体の財政状況を把握するため一般会計、特別会計、公営企業会計等を包括した連結貸借対照表を作成する、またコスト情報の欠如を補完するため行政活動の経済性や効率性を判断する行政コスト計算書を作成する、またアカウンタビリティーの欠如を補完するため発生主義によりできるだけ企業会計方式に近いバランスシートを作成する等々、努力しているのは御承知のとおりであります。

しかし、本県も採用している総務省方式のバランスシートや行政コスト計算書等は、その作成基準が決算統計のデータを活用して作成するという容易さやわかりやすさ、他団体との比較分析の行いやすさという点ではすぐれていても、固定資産等について台帳を整備せず、決算数値の組み替えによってバランスシートを作成しているため、資産の評価方法が精密さを欠いている。また、あくまでそれは団体の財政状態やコストの発生状況についての特徴点、異常点を見出すためのツールにすぎず、そのまま行財政改革や財政運営に活用することはできない。そこからさらに、何が課題であるかを読み取り、必要に応じ事業別や組織別などのより深い分析を行い、その結果を踏まえて予算編成や事業の改善に結びつけていくステップを踏むことが大切であるという指摘がかねてなされています。

このような背景から、昨年総務省の新地方公会計制度研究会報告書が公表され、2つの新しい財務諸表モデルが示されました。しかし、このうち総務省方式改定モデルは、現行総務省方式を踏襲し、単式簿記の決算数値を組み替え財務諸表を作成する方式で、基準モデル方式より簡単に作成できるが、伝票を起こした時点で複式簿記の作成に必要な情報入力を行わないため、どんな支出の結果どの資産がふえたかということを完全に把握することはできない。一方、基準モデルは、1件の支出や収入があるごとに、複式簿記の作成に必要な情報も入力し、予算から決算まで連動していて、1枚の伝票までさかのぼって検証でき、損失が生じた場合、その原因を伝票のレベルまで追求できるなど、会計制度的にはよりすぐれた方式だが、起票する際に入力する項目がふえるなど、自治体側の負担も大きくなる等々課題を抱えているようであります。

現実的に考えると、ハードルの低い改定モデルを選ぶ自治体が多いと予想されます。しかし、たとえその場合でも、総務省は売却可能資産から優先して固定資産台帳を整備し、基準モデルの考え方に移行していくことを求めており、また最終的には各自治体の判断によりますが、都道府県や政令指定都市には基準モデルを選んでほしいという意向のようであります。

いずれにせよ、昨年の総務省の指針では、原則として国の作成基準に準拠し、 発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、連結ベースも含め貸借対 照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、4表の整備を 標準形として、両モデルのどちらかを活用し公会計整備に取り組むこととされ、 都道府県にあっては3年後までにそれらの財務諸表を作成することとされてい ます。さきの報告を受けた実務研究会の報告書も近々公表されるようでありま す。本県として、モデルの選択も含め、どのように取り組んでいかれるか伺い ます。

あわせて、指針では財務書類の作成、活用等を通じて資産、債務に関する情報開示と適切な管理を一層進めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産、債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に作成することとされております。本県では、未利用財産の有効活用ということで

既に取り組んでおられる部分もありますが、その取り組みの状況と課題についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、知事に伺います。

釈迦に説法ですが、企業同様、自治体には住民に対してみずからの業績を説明し、かつ委託された財の管理、運用を適切に行ったことなどを説明する強い責任が求められます。それは、国や地方自治体が、法律や条例によって強制的に税金を集めているだけに、営利企業より本来重いと言えます。

しかし、現行官庁会計は、現金主義による収支計算を基本としたもので、年度の予算の編成とその執行に重点が置かれ、決算はあくまで予算どおりに行政の執行が行われたかどうかを表示するものでしかなく、不用額を出さず予算と執行の差を最小にすることが是とされる状況では、補足的な意味しか持ちません。特にそれは、今日のように自治体が巨額の借金を抱え、厳しい財政状況の中で投資的支出を含む複雑多岐な事業を展開する場合、不十分、不適切です。現行単式簿記、現金主義を基礎とする収支計算では、今日の自治体経営の実態を客観的に表示、把握することはしょせん困難です。

自治体経営を的確に行っていくには、その経営の実態を正確に把握することが大切で、公会計の改革が求められています。そして、その動きが昨今急です。もちろん、行政では民間企業での売り上げに相当する行政の評価を金額であらわすことは難しく、また数値表現することさえ困難な仕事が多いと思います。したがって、企業会計を導入したからといって、直ちに行政の利益があらわせるわけではありません。また、公会計が民間企業会計と全く同じでよいとも限りませんし、また企業会計への過信は禁物であると言えるかもしれません。

しかし、だからといって行政の会計が現状の現金主義会計のままで十分であるかといえば、そうではありません。公的機関に発生主義会計を適用したときの課題や限界を十分に把握した上で活用すれば、コスト意識の向上、資産の有効活用、ストック概念を含んだ財務比率など、行政でも大きな貢献をしてくれると思います。自治体は、みずからを知らずしてみずからを律する自律も、またみずから立つ自立も、ひいては持続可能な島根の構築もできません。本県公

会計に発生主義、複式簿記を取り入れることについて知事はどのようにお考え でしょうか、お聞かせください。

## (3) 行政評価について

次に、急激に変化する社会経済情勢、国の行財政政策の大きな転換、しかし 人口減少や少子高齢化による社会的費用の増大、また県民の行政ニーズの高度 化、多様化等々、こうした課題に的確にこたえていく新しい行政運営、それを 構築するための中核的なツールとして本県でも行政評価制度が導入されました。

そのねらいは、これまでとかくどれだけの仕事をやるのか、そのために必要な予算を獲得すること、必要な人員を確保することに行政の関心が集められていたのを改め、事業を執行した結果、県民に対してどのような成果をどれだけもたらすことができたのか、またできるのかに重きを置き、さらにその際、人、物、金といった行政資源に限りがある以上、成果とそれにかかったコストバランスを考えながら事業を進めていこうということに、また同時にその過程で職員の政策形成能力の向上が期待できるということにあったのであり、若手職員の皆さんのこの制度に対する酷評とは違い、積極的に評価をしたいと思っています。

本県では、制度の導入以来これまで、制度の基本設定から始まって事務事業 単位をもとに予算事業単位の設定、総合計画の政策、施策体系と基本事務事業、 事務事業、活動の評価体系を連結するなど、システムの充実に努めながら事務 事業評価、施策評価を行ってきたところであります。

そして、今年度はいよいよ評価の最高階層である政策評価に取り組むことと決定しました。これは、現行島根県総合計画がその最終目標年次を今年度としており、21本の政策ごとにこれまでの取り組みを検証するとともに、今後の政策、施策の展開方向を整備する必要があるからということであり、注目をしています。

政策評価は、報告書が示すように、政策目的達成のため県が取り組んだ結果 として県民生活がどうなったのかを検証し、今後県として政策目的達成のため どのように取り組んでいくべきかについて中期的な観点で評価するもので、具体的には現総合計画の 21 本の政策の成果指標等を用いて現状分析を行い、県民生活の状態を明らかにし、これをもとに政策目的を達成するため、県で取り組む施策の展開方向を判断するものです。本年度の行政評価のスケジュールでは、8月後半が施策評価期限、9月に政策評価完了、また9月中盤が事務事業評価期限、評価シートの公表となっております。

質問の最初に、ことし初めて実施された政策評価の結果とその内容を簡潔に、 また 21 本の政策評価の結果、現在行われている新総合計画の策定に資するもの があれば具体的にお示しをください。

次に、こうして行政評価の最高階層である政策評価を初めて経験し、また島根の行政評価の大きな役割は、もともと総合計画の進行管理にありますが、その総合計画も現在新しく島根県総合発展計画として策定中であります。したがって、この際これまでの本県行政評価制度の評価、見直しが必要ではないかと考えているところです。

以下、今後の課題について何点か伺います。

この点、総務省は制度の導入に当たっての課題として、まず適切な評価指標を設定すること、次に評価作業の負担の軽減と職員の理解を得ること、3番目に評価制度と総合計画、予算体系の連携を図ること、4番目に外部からの視点を反映させることの4点を挙げ、さらに今後の評価制度の展開のため重要な5番目のポイントとして評価結果を予算編成や組織、定員、人事管理へ反映することを挙げています。

総務省が挙げたこれらの課題のうち、最初の適切な評価指標の設定や、3番目の総合計画と予算体系との連携を図ることについては、今後も制度を充実し、精緻化することで図れることであり、既に本県では解決されている部分もあります。しかし、2番目の職員の負担軽減と理解については、さきの若手職員の皆さんの評価に見られるように、いまだ解決されていない継続の課題であると考えます。そこでまず、この点いかに解決されていかれるか伺います。

また、4番目の外部からの視点を反映させることについても、いまだ不十分であると認識しています。この点、行政改革が必至の折から、行政評価に係る知識やノウハウを持った外部評価機関を早急につくれとは主張しませんが、本県も課題に掲げている評価結果の活用用途の拡大や、内部2次評価の扱いなども踏まえれば、当面の問題解決の方向も見出せるのではないかと考えます。この点はどうお考えですか。

次に、公認会計士協会は、これらのほかにコストの正確な把握がなされていない、発生主義会計と行政評価制度が結びついていない等の根本的な問題を提起しています。政策評価であれ行政評価であれ、行政が行ったことに対する評価には、近年正確性、合規性に加え経済性、効率性、有効性と言われる5つの視点が求められているのは御承知のとおりであります。そのうち、経済性、効率性、有効性は、政策や事業の執行が、歳出という支出に見合う価値を生み出しているのかを判断するに当たって重要な視点とされています。行政評価を行う場合であっても、この3つの視点を外すことは許されません。

ところが、本県も含め、我が国で広く実施されている事務事業評価システムは、事務や事業の目標管理と進捗管理を重視する一方で、目標を達成するためには予算を垂れ流しの状態で消費してもよいのかという問いかけには、必ずしも精緻な計算体系を確立していないと言われています。換言すれば、行政評価システムは、有効性の観点には一定の完成された体系を持つ評価手法ですが、正確な費用、行政コストの計算に関しては、システム内部で満足のできる計算体系を有していないということです。

したがって、コストを計算できなければ、経済性や効率性の評価を下すことはできません。いわんや総務省の指摘する評価結果を予算編成や組織、定員、人事管理へ反映させることも難しいと考えられます。もちろん、行政評価は効率性や経済性からの評価だけを旨とするわけではありません。行政の目的や政策目的に重点を置き、公共性や政策の利益や効果の視点をもって行政のマネジメントを行うことに重きを置いています。

そこで、行政評価と重複するものでも、また矛盾するものでもない、いわば その弱点を補完することができる、そうした施策別や事業別の行政コスト計算 などの会計情報あるいは財務情報を行政評価で活用する仕組みを構築していく ことがぜひ必要であると考えます。この点、総務部長いかがお考えか伺います。

## (4) 鳥獣対策について

次に、現実の地域社会に足を踏み入れまして、鳥獣被害と保護について伺います。

まず、被害ですが、近年牧さく等の防除体制の充実によって、住民の精神的被害は別にして減少しつつあるとのことのようです。しかし、現実に私が住んでいる鹿足郡内では、被害の訴えはかなり深刻であります。統計のとり方もあるでしょうが、いわゆる庭先や家の回りで自家用に栽培される野菜など、作物被害はしょっちゅう聞いております。

中山間地域対策は本県の大きな課題であり、さまざま対策が講じられています。しかし、人口の減少や高齢化はとまらず、集落の縮小が続いています。その中で、耕作地の荒廃が進み、民家のすぐ近くまで荒廃地となり、イノシシや猿の出現が多く見られるようになりました。それに伴う直接被害、精神的被害は高齢者世帯などでは大変大きなものとなっています。おくれている猿被害の状況については、ぜひ早急な実態調査を求めたいと考えますが、そこでまず県内のイノシシ被害の推移はどうなっているのか、またその被害把握は何を基準に行われているのか、また猿対策の状況についてはどうかお聞かせください。

次に、本年4月、鳥獣法の一部改正によって施行規則も改正をされ、猟法や 猟具の規制が強化をされました。今回の改正では、特に狩猟期間中のくくりわ なによるイノシシ猟の規制が厳しくなり、わなの直径が12センチ以下となりま した。今まで規制のなかったものが12センチ以下となることは、長年わな猟を 行ってきた関係者の間でも捕獲率が下がると懸念をされています。

御承知のように、イノシシの場合猟期と繁殖期が重なっており、捕獲率が下がるということは1頭が平均4頭から5頭生む世界では、ただでさえ捕獲目標

頭数が1万5,000頭に達しない中で、反対に数がふえ、適正管理どころかますます被害が大きくなると考えられます。いかがでしょうか。

次に、許可捕獲の場合、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、市町村長の判断で基準緩和ができるとされ、県東部では15センチ程度に緩和されていると伺います。

しかし、県西部地域では、ツキノワグマが恒常的に生息していることから緩和は難しいのではないでしょうか。私ども県西部の山間地域に住む者にとってイノシシとの闘いは深刻です。より多くのイノシシの捕獲が求められる中、このような不利な条件が課せられることは納得のいかないものがあります。いかがお考えでしょうか。

そして、このたびの規制強化の理由は、ツキノワグマの錯誤捕獲を減らすためだと理解しています。輪の直径が12センチ以下の根拠は、クマの成獣の足の大きさが12センチ程度と言われていることからも明らかです。島根、広島、山口3県にまたがる西中国山地に生息するツキノワグマは、レッドデータブックに絶滅のおそれのある地域個体群として掲載をされています。

平成6年、環境省は、省令でこの地域を捕獲禁止地域に指定しました。これにより、西中国山地のクマは、頭数管理された中で知事が発する捕獲許可に基づかなければとることができなくなりました。現在、クマの生息数は300頭から740頭とされ、種を維持するための適正管理上、地域全体で52頭が捕獲の上限値となっています。

そこで、3県並びに本県の目撃情報、捕獲状況をお知らせいただきたいと思います。

また、錯誤捕獲されたクマのうち、かなりが放獣をされていますが、一度民家周辺にあらわれ、えさをとったクマの再帰も懸念をされ、イノシシわなにかかるということは既にかなり里山に出てきており、人間と接触する確率は高くなります。最近の人的被害をお知らせください。

もちろん、野生動物の保護は大切なことです。しかし、人が住む地域において住民生活が脅かされるようなことがあってはなりません。しかも、このたびの改正によってクマはますます保護をされ、イノシシもますます減るどころかふえるというのでは地域はたまりません。本県中山間地域では、野生鳥獣の生息域拡大により、人が住む地域と重なることが多くなっています。そして、当然そこでは駆除と保護という2つの対立構図が生まれることとなります。このような局面において、野生鳥獣の保護を国がうたうのであれば、何らかの影響を受ける地域に対しては、その対策を国の責任において行うべきものと考えます。現在、国はツキノワグマ保護について地方自治体にどのような支援を行っていますか。また、保護と被害対策両方を担っている県として、中山間地域のようなところでの野生鳥獣と人間との関係をどのように考えておられるか、あわせて伺います。

## (5) その他

さて、質問の最後に、その他の項として1点要望をいたします。

一昨日は白石議員から、また昨日は岡本議員から鹿足地域の医療体制について質問がありました。お二方に心からお礼を申し上げたいと思います。お二方の質問にもありましたように、現在津和野、日原共存病院については、いわゆる救急の看板はおろされたまま、小児科医もおらず分娩もできません。また、外科も整形外科も常勤医は不在です。特に小児科と高齢者に不可欠の整形外科医の不在は、吉賀町の六日市病院も同様な状況にあり、津和野町だけでなく鹿足郡内でそれらに対応する手術や分娩ができないという最悪の状態をつくり出しています。

そうした中、津和野町と両病院の経営主体である石西厚生連は、地域医療の 灯は決して消さないということで、組織のあり方や経営の形態を抜本的に見直 し再生への道を模索することとしています。今後、具体的な再生計画が関係者 の間で検討されることとなります。これまで執行部には、両病院に対しさまざ まな形で支援をいただいているところです。また、昨日は知事より今後とも支援していく旨、力強い答弁をいただきました。

いずれにせよ、鹿足地域の医療は正念場であります。両病院再生のため、ぜ ひ地域振興部、健康福祉部、農林水産部の3者がしっかり連携をとっていただ き、引き続いて力強い御支援をいただきますよう要望をし、私の一般質問を終 わります。どうもありがとうございました。



## 〇 答 弁

#### 知事

中村議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、ある本の記述を引用されての地域格差の問題でございます。

私も、議員のお話をお聞きしまして、その本を読んでみたわけでございます。 ちなみに、その本はちくま新書から 2006 年 9 月に出た本でありまして「小さな 政府」という題名の本でありまして、岩田規久男さん、上智大学で長く教授を されて今は学習院におられます。実は、私も個人的によく知っております。三 十数年前に、私がおりました大蔵省では、若い職員に 1 年間近く経済の勉強を 大蔵省の中でやっておりまして、そのときに彼がまだ東京大学の大学院におり ましたけども、講師の一人として来られて、それ以来よく知っている方であり ます。

全般的な感想といたしまして、この経済学のフレームワークにのっとって今 の地域格差の問題等を分析すれば、そういうことにもなるかなあという感じが 1つでございます。それからもう一つは、時期が2006年9月に出ておりますから、まだ格差問題が、多分書いている時点ではまだ本格化してない時期ではないかと。今の時点で日本の中の世論の動き等を考えると、同じような結論になったかどうかっていう感じがいたします。

それはさておきまして、総体的な感想でありますが、1つはその人が言っておりますのは、国際競争が厳しくなり、特に少子高齢化が進む日本では、これ引用でありますが、「今後ますます希少になる労働力を生産性の高い地域で活用する必要性が高まると、そうした地域は大都市であると、大都市にこれまでよりも多くの公共事業を集中して生産基盤を整備しなければ日本経済は活性化しないし、日本経済が活性化しなければ地方も活性化しない」というロジックでございます。このロジックの背後には、都市の方が生産性が高いんだという認識があって、そういう生産性の高いところに、もう一つの前提は人口が集中することはいいことだと、少なくとも問題のないことだという前提に立っておるわけです。

私は、この問題考えたことがあるんですけれども、なぜじゃあ都市の方が生産性が高いかといいますと、それは都市の人が賢いとかよく働くとか、そういう労働の質の問題じゃあないと思うんです。私も都市で長く生活をしとります。結局、それは何かというと、都市に集積が起こっているちゅうことです。それは、自然に起こっている面もありますが、実は政策で起こっているわけです。

過去のやはり政策が、例えば東京を例にとりますと江戸が始まったときは、 江戸に江戸幕府ができる前、その前の段階っていうのは、あの辺は荒れ川で何 もなかったんです。文化の中心は西にあったわけです。京都とか大阪にあった。 あそこに幕府ができて、そこに権力が集中され、そこに全国の富が集中され、 そこが整備されてから人が集まるようになったんです。それから、明治以降も そうでございまして、近代の欧米の先進技術、文明っていうのは東京を窓口に して入ってきたわけです。だから、そこに人が集まったわけです。高等教育も そうです。それから中央政府もそうです。それで東京の荒れ地が大都市に変貌 していったわけです。 つまり、過去の政策により集積が起こり、集積が起こるから生産性が上がるわけです。集積が起こりますと、例えばサービス業で言いますと商店には多くの人が来ますから、それは売り上げなんかも地方よりも多いのは当然なわけでございまして、したがいまして生産性が高いというのは、やっぱり政策的な配慮がその背後に大きく、政策的な動きが大きく影響しているということでございまして、それをそのまま続けるのがいいかどうかっていう問題がやっぱりあるということです。

それからもう一つは、大都市の弊害でありますが、これは実は世界見渡しても、途上国が先進国に追いつくときは必ず大都市を中心にして発展するんです。 やっぱり人口の多いところ、製造業が発展することによって大都市が形成されて、それが国を隆とするわけです。今、アジアでそれが起こっています。北京もそうですし、ソウルもそうですし、バンコクもそうですし、みんなそうです。日本もそうだったわけです。

しかし、欧米見ますと、もうかなり変わってきています。例えばニューヨークなんかは、大きな巨大なビルがたくさんありまして、我々はそういうところが先進地域の象徴のように思ってましたが、しかしあそこに住んでいる人はあそこにずっと住もうなんて思ってないです。経営者たちは、早くリタイアしてゆっくりした環境のもとで生活したいと思って一生懸命働いているというような感じでございます。ヨーロッパもそうでございます。やはり、社会が成熟してくると、大都市で大量生産、大量消費っていうのは便利で多くの人にいいんですけれども、それは必ずしも快適な生活環境ではないっていうことがだんだんわかるようになってきているわけです。それが私は日本にも起こっていると思います。

今、少子高齢化と彼は言っていますが、少子高齢化の大きな原因は、やっぱり大都市の出生率が低くなっているということなんです。地方部よりも大都市の出生率は、例えば特殊合計出生率を見ますと東京は1.0 ぐらいです。島根は1.5 ぐらいですから。だから、1 人当たりにすると出生率は田舎の方が高いんです。しかし、大都市に若者がどんどん出ていきますから、生活のしにくいとこ

ろに若者がどんどん集中する、だから日本全体の出生率が低くなるということ なんです、と私は見ておるんです。

したがって、大都市が巨大化するっていうのは、日本の将来にとってもよくないだろうというふうに思っておりまして、いわば日本がもう少し地方部に配慮した政策をとる方が、日本全体のバランスのとれた発展にいいという考えなんです。私は、そういう意味から単に地方に格差があるということじゃなくて、日本全体がバランスのとれた発展をするためには、もう少し地方を重視した方がいい、そういう時代になっているという考えのもとにもこの発言をしておるわけでございます。これが第1点でございます。

それから第2点目は、交付税についての岩田さんの議論があります。今の交付税というのは、1人当たりで見ますと、確かに島根とか鳥取とか人口の少ないところの方が交付税の額は圧倒的に多いわけです。大都市と比べると五、六倍になっているという記述がございますが、そうであります。

しかし、それは人口も一つの指標なんですが、人口以外に例えば治山、治水をやるということになりますと、河川の長さあるいは森林の大きさあるいは海岸線の大きさあるいは全国的にナショナルミニマムの行政サービスを維持しようということになりますと、それはやはり人口の少ないところに交付税をたくさん供与しないと、それはできないわけでございまして、ただ彼はナショナルミニマムの行政レベルはもう既に達成しておるから、これ以上財政調整を地方に有利になるようにする必要ないじゃないかっていうのが彼の主張の論拠でありますが、私はそこについても疑問があると思うんです。

つまり、東京の方では、道路が整備され便利になり生産性も上がってますけども、地方部では、今のいい例が道路をとりましてもまだ十分整備されてないわけです。だから、まだナショナルミニマムといったものが全国的に見ても達成されてない、むしろ長年において地方部において整備がおくれたから産業が来ない、だから若者が都市に出る、その結果生産性の格差ができるっていうことが起こっているんであって、そういうところにもう少し配慮をしなけりゃいかんのじゃないかというふうに思います。

つまり、そういうことで私が思いますのは、やはり日本全体がバランスのとれた発展をしていくっていうことが大事だと、私はそういう意味で余り格差があるから弱いところを支援するという論理じゃなくて、日本全体がもう少しバランスのとれた発展をするためには、おくれた地方部をもう少し強化する方がいいんだという積極的な主張の方がいいんじゃないかと前々から言っておりますが、そういう考えでございます。

それから次に、公会計に発生主義、複式簿記会計を取り入れる主張をされ、 それについてどう思うかという御質問でございますが、確かに発生主義、複式 簿記の考え方を取り入れますと、現行の会計制度では把握できないいろんな情 報が把握できるわけでございます。1つは、資産、負債といったストック面の 情報がございます。それから、減価償却費や引当金などの現金支出を伴わない、 将来にコストのかかる、将来の負担がかかるものも把握することができ、そう いう情報を県民の方々にお知らせすることによって、より精緻な財政の状況等 をお知らせすることができるということで価値のあることだと思います。

このために、国においても、近年地方公共団体に対しまして企業会計的な手法による財務書類の作成を要請してきておりますし、島根県におきましても総務省の示されたモデルなどに基づきまして、いろんな書類の作成を始めておるわけでございます。

このたび、新たな公会計のモデルが国から示されることになったことを受けまして、なるべくわかりやすい財務情報の開示に努めていく必要があると考えておるわけでございますが、ただ日々の会計処理そのものまでに、県全体として発生主義、複式簿記の考えを取り入れるっていうのは、いいことではありますがやはりコストがかかります。現時点では、そういう意味で慎重にならざるを得ない。ただ、企業会計のようなものは、それはやはり民間と同じでございますから、そういう企業会計的な手法をなるべく取り入れるように努力をしなければならないと思います。

いずれにいたしましても、より一層のコスト意識を持って対応しなければい けない時期になっております。特に、私どもはこれから財政の健全化に一生懸 命取り組まなければならないわけでございまして、そういう意味におきまして中村議員が言っておられます、みずからを知らずしてみずからを律することはできないと、自律はできないと。それからさらに、みずから立つこともできないと、大変いい警句のようなものをお示しになったわけでありますが、私どももそういうことを心に刻みまして対応していきたいと考えております。

最後に、津和野、日原両病院についてのお話がございました。

この両病院の問題につきましては、経営上の課題もあり、今後の再生に向けて真剣な努力が地元で検討されているってことは前からよく承知をしております。病院の機能は鹿足郡の住民の方々にとって大変大切なものであります。県といたしましては、関係部局に津和野町あるいはこの両病院等とも連絡、連携をとりながら、よく相談をするようにという指示を私からも出しておるところであります。以上であります。

## - 副知事

私からは、政策評価の取り組みについてお答えをいたします。

現行の総合計画は、その実施期間をおよそ半年残しているところでございますけど、政策評価の結果を新しい総合発展計画に反映させるために、今月末を目途に評価作業を進めております。現在、21 の政策のそれぞれに設定いたしました政策指標、これ 38 ございますけど、その指標につきまして平成 19 年度末の目標値が達成できるかどうかということを見定めているところであります。

これによりますと、約6割に当たります23の指標において目標達成、また他の15の指標においては目標値を下回るものと判断しております。また、それぞれの政策ごとに、これまでの取り組みの成果や残された課題も整理しているところでございますが、課題について例を申し上げますと、例えば産業振興を図る上で重要な分野であります製造業については、付加価値額は全国と比較すると低い状況にあるために、企業の競争力強化や付加価値の高い製品づくりを推進し拡大する、国内外の市場に向けての戦略的な取り組みを図っていくことが必要であると。

また、子育ての分野におきましては、仕事と家庭が両立できる就業環境の整備のおくれ、また児童家庭相談件数の増加でございますとか、産科、小児科医師の減少といった問題がございまして、安心して子育てができるように、地域社会全体が子育て世代を支えていく環境づくりが必要であることといったようなことでございます。

この政策評価の結果は、現在策定作業を進めております島根県総合発展計画の中で、政策の柱立てや施策の戦略的な展開方法、方策、また新たな目標数値の設定などに反映させたいと考えております。以上です。

## • 政策企画局長

行政評価に関する2点についてお答えを申し上げます。

まず、行政評価に関する職員の理解と負担軽減についてでございます。

この制度は、県民の視点に立った成果重視の行政や、効率的で質の高い行政 運営の実現あるいは行政の説明責任を果たすことなどをねらいとして導入をい たしました。その定着には、行政評価の意義や仕組みに関する職員の理解が不 可欠であることは申すまでもございません。職員階層ごとにさまざまな研修を 行いながら、この理解が深まるように努めてまいりました。

これまでの成果として、職員に施策目標の達成や成果を重視する姿勢が、徐々にではございますけれども浸透してまいりました。また、事務事業の検証、見直しにも活用されてきたことなど、こういった成果があると考えております。

しかしながら、一方内部管理事務の縮減でございますとか効率化を一層進めなければならない中にありまして、行政評価の作業が職員にとって相当負担になっているということも事実でございます。こうした課題を踏まえまして、またこの行政評価が果たす役割に関する職員の理解の促進に努めることはもちろんでございますが、例えば予算要求へタイムリーに反映する視点から、評価時期や評価項目の再検討を行うなど、より簡素で効果的な行政評価制度となるように努めてまいりたいと考えております。

次に、行政評価に外部からの視点を反映させることについてのお尋ねがございました。

行政評価に外部からの視点を反映させていくことは、評価の質や効果を高める上で大切なことであると考えております。例えば、御紹介のございました有識者などの意見を反映するための新たな制度、例えば外部評価機関の活用と、こういったようなことだと考えておりますけれども、この問題は県議会あるいは現行の監査制度、そういったものとの関係も考慮をいたしまして、幅広い観点から県民参加のあり方を検討することが必要になりますので、今後時間をかけて研究を重ねてまいりたいと考えております。

ただ、住民の意見をできるだけこの制度の中に取り入れていくことは必要なことでございます。現在、県のホームページで、あるいは各種の事務所においてこの行政評価の結果を公表しております。これをできるだけ読みやすく、またわかりやすい構成にするとともに、ごらんになった県民の皆様が、そのホームページから直接意見を私どものところに送信できる仕組みを取り入れてまいりたいと、このような改善を図りながら、できる限り外部の視点がこの制度に取り入れられていくように努力をしてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

## • 総務部長

私からは3点お答え申し上げます。

まず、自治体の公会計の改革についてでございます。

議員御指摘のとおり、昨年8月に総務省から示されました指針では、3年以内に財務4表を新たなモデルで作成し、財務情報の開示に取り組むこととされております。このため、今年度から県と市町村共同で財務4表研修会を開催しておりまして、この中で演習なども実施して準備を進めております。

この場合、2つのうちどちらのモデルを選択するかは、現段階では決定して おりませんけれども、こうした研修の状況やあるいは今後示されます実務研究 会の報告に基づく実務的な指針を踏まえまして、2つのモデルの特徴、問題点 の比較などを行いながら今後検討してまいりたいと考えております。

2点目は、未利用財産の有効活用についてでございます。

厳しい財政状況の中、財源確保を図るために、中期財政改革基本方針に未利 用財産の売却促進を掲げて、これに取り組んでいるところでございます。平成 18年度から未利用財産の有効活用へ向けて一層効果的な対策を講ずるため、管 財課内に県有財産活用推進スタッフ、これを設置いたしまして積極的な取り組 みを行っています。

その取り組み内容は、1つは全庁の未利用財産、これは企業会計財産等を除く全庁未利用財産ですが、その現状を把握してカルテを作成しております。それから2点目は、財産ごとの売却可能性や活用方針を検討いたしております。そして3点目に、この一般競争入札による売却処分を一元的な体制のもとで実施するというふうなものでございます。

こうした取り組みを通じまして、平成 18 年度には、これは中央病院跡地の売却という大口の売却があったためでございますが、31 億円余りの財産売払収入を確保できました。しかしながら、引き続く県内経済の低迷による土地需要の減退あるいは土地価格のさらなる下落や多数の売却困難財産が存在するなどの課題を抱えております。そうした中にありましても、県内土地需要の動向などを適時適切に情報収集をいたしますとともに、未利用財産が抱えている課題の整理やインターネット公有財産売却システムの導入などを行いまして、民間の知恵も活用しながら売却収入の確保につながるよう鋭意取り組みを強めていく所存でございます。

3点目に、行政コスト計算書などの会計情報を行政評価で活用することについてでございます。

より適切な行政評価を行うためには、コストの正確な把握をすることが望ま しいと認識しております。現行の行政評価では、評価事業と予算事業を一致さ せますとともに、各事業の直接的な経費のほか職員給与費やその事業に係る事 務費等コストとして算入し、現行会計制度のもとでできる限りの費用対効果の 分析を行っているところでございますが、これも議員御指摘のとおり減価償却 費などを含めたコスト全体の把握までには至っておりませんで、その意味では 不十分な面もあると思っております。

しかしながら、発生主義、複式簿記の考え方に立った事業別のコスト計算書を厳密、迅速に作成するためには、日々の会計処理に複式簿記などを取り入れまして、これに対応した財務処理システムの導入等が必要となりますので、先ほど知事が申し上げましたようにコストというふうな問題があるわけでございまして、そういった面から現時点では慎重にならざるを得ないと考えているところでございます。

先ほど、知事から申し上げましたように、ただ一層のコスト意識を持って取り組んでいかなければならないわけでございます。平成20年度からは、今申し上げました新しいモデルでの財務書類を作成する予定でございますので、当面はこれらを財政運営に当たって活用しながら、一部については、例えば公の施設、御案内のとおりコストを計算する取り組みなどをしています。こういうことにつきまして、より一層正確なコストの把握をするよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

## • 農林水産部長

私の方からは、イノシシ、猿の被害等についてお答えいたします。 まず、イノシシによる被害の推移についてでございます。

イノシシによる農林作物被害は、ピーク時でございます平成8年の約1億 8,000万円から減少傾向にあります。昨年は、約4,000万円の被害額となっております。そのうち、最も被害が大きい作物は水稲でございまして、近年全体の7割以上を占めております。平成18年には約2,900万円となっております。

次に、農林作物被害の把握の方法でございます。

まず、市町村が、生産者の方々からの報告に基づきまして、作物ごとの被害 面積及び被害量を集計いたしまして県に報告をしていただきます。その上で県 では、作物ごとの県内市場単価を用いまして被害額を算出しております。なお、 農家の方々がみずから消費される野菜などの被害につきましては、生産者から 市町村に対して、そのすべてが報告されていないものと推測しております。

次に、猿による被害でございます。

ピーク時でございます平成6年の約4,800万円から減少傾向にございまして、 昨年は約700万円余りとなっております。また、猿の対策でございますが、捕 獲、進入防止さくの設置及び追い払いが実施されておりますが、市町村による 捕獲頭数は近年100頭から200頭で推移しております。

今後とも市町村が主体となって、有害鳥獣被害対策交付金制度も活用した電気さくなどの進入防止さくの設置や、効果的な捕獲方法の導入にあわせ、集落挙げての継続的な追い払い体制の整備などに取り組まれることが重要であると考えております。県といたしましては、中山間地域研究センターの研究成果をもとに、そうした市町村の取り組みに対しまして技術支援や情報提供を今後とも行っていきたいと考えております。

次に、法改正によるくくりわなの輪の径の規制とイノシシの捕獲頭数といった問題でございます。

御指摘のように、このたびの規制は全国的に問題となってございますくくり わなによるツキノワグマを誤って捕獲する、こういったことを防止するという 観点から、本年1月に鳥獣保護法施行規則が改正されまして、本年4月以降は わなの直径を原則12センチメートル以下とされたものでございます。

本県では、年間約1万頭のイノシシを捕獲しておりますが、そのうち約3割がこのくくりわなによるものでございます。このように、主要な猟法でございますこのくくりわなの規制によりまして、イノシシの捕獲に支障が来してはならないことは御指摘のとおりでございます。

いずれにいたしましても、イノシシの捕獲目標頭数の達成が重要でございます。農林水産被害の軽減を図る上で、この目標が重要なことでございますので、今後県といたしましては被害軽減に最も有効な捕獲時期における集中的な捕獲の実施の働きかけですとか、研修会によりまして狩猟者の方々の養成、確保に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

次に、そのくくりわなの条件緩和の件でございます。

まず、イノシシの捕獲につきましては、市町村長がその許可権限を持っております。また、その際の許可条件としてのくくりわなの径の大きさも市町村長が定めるということになっております。このくくりわなの径につきましては、国が定めました基本指針に基づいて各都道府県が策定する鳥獣保護事業計画におきまして、先ほど御説明いたしました規則の改正を受けてその許可基準を定めることとされております。

本県におきましても、ツキノワグマの生息状況、また錯誤捕獲の状況等を勘案いたしまして、わなの径の大きさを含めた許可基準を12センチメートル以下と定めております。現状では、県下一律にその緩和基準を講ずることは慎重に検討すべきものと考えております。また、市町村長はツキノワグマの地域の生息状況等を勘案して、先ほども申し上げましたようにくくりわなの径の大きさについての許可条件を定めることは可能となっております。

次に、ツキノワグマの目撃状況等についてお答えいたします。

島根、広島、山口、3県の目撃件数は、平成15年度から平成18年度までの間で496件から2,579件の間で推移しております。捕獲頭数は、32頭から266頭で推移しております。また、本県の目撃件数でございますが、平成15年度から平成18年度までの間で268件から1,203件の間で推移しております。また、捕獲頭数は21頭から121頭で推移しております。特に平成16年度は、3県での目撃件数が2,579件、捕獲頭数が266頭で、いずれも統計をとり始めて以来、最大でございました。同様に島根県におきましても平成16年度は目撃件数が1,203件、捕獲頭数が121頭で最大となっております。

近年では、クマの出没ですとか捕獲の多い年と少ない年が隔年で生じております。この原因といたしましては、えさとなるドングリ等の豊作、凶作、その 影響によるものと推測しております。

また、県内の人身被害でございます。

平成 15 年度以降では、平成 18 年度に 2 名の方、そして平成 19 年度に現時点で 1 名となっております。被害に遭われた方は、いずれも高齢の女性の方でご

ざいまして、いずれも軽傷であったと聞いております。また、その時間帯とい たしましては、クマの活動が活発となる夕方に集中しております。

次に、ツキノワグマ保護についての国の支援の内容についてでございます。

国は、鳥獣保護法によりまして適切な鳥獣保護管理事業を実施するために特定鳥獣保護管理計画と、こういった計画の作成を都道府県に求めております。本県でも、ツキノワグマに関しまして、この計画をことしの3月に策定いたしました。この策定に当たりましては、国は専門的立場から数値目標の設定方法ですとか、モニタリングの実施手法等に関しましても技術マニュアルを示しております。また、各都道府県に対しましてクマ類出没対応マニュアルといったような配付を行って支援をしているところでございます。

最後に、野生鳥獣と人との関係でございます。

野生鳥獣は、生物の多様性を保全する観点から、将来にわたって健全な状態で存続させることが必要でございます。一方で、近年野生鳥獣が、生活環境ですとか農林業に大変悪影響を与えているのも事実でございます。住民の方々との間にあつれきが生じております。特に、中山間地域の農家等の方々の生産意欲の減退にもつながっていることは、大変深刻な問題であると認識しております。

県といたしましては、個体群の維持と農林作物被害の軽減、人身被害の防止を目的とした特定鳥獣保護管理計画を策定いたしまして、野生鳥獣の保護にあわせて被害防止対策の推進に努めてきております。ツキノワグマを初めとする野生鳥獣と人間との共生、実態としていろんな困難は伴うわけですが、長期的に自然の生態系を維持するために、その実現に向けて努力しなければならない課題であると認識しております。以上でございます。